

三都市が、この1年で得た果実をレガシーとして受け継ぎ、大きく花開かせることにより、東アジアに多様性を認め合う土壌を築くため、以下の点についてこれからも取り組んでいくことを宣言します。

1. 三都市は互いの文化の特殊性、共通性を理解し、自らが東アジアに多様性を認め合う土壌を育むプラットフォームとなることをめざす。
2. 三都市が未来志向の関係を築くために、若い世代を中心にした交流事業を継続して行う。
3. 東アジアの平和安定のために、東アジア文化都市のネットワークを活かした取り組みに貢献する。

以上

続く第2部のクロージングステージでは、日本の東アジア文化都市2017に選ばれた京都市の門川大作市長が登壇し、東アジア規模の広域観光政策まで視野に含めた意気込みを伝え、仲川市長とバトンタッチの握手を交わした。参加者約1,100人とともに当該事業のさらなる発展を願いながら、2016年事業は幕を閉じた。

NPO 法人都市文化創造機構

(3) 研究レポート 文化／観光／まちづくり

文化と観光の幸福な融合、文化財と観光事業の幸福な接合は可能だろうか。最近になって、政府や自治体の政策形成の場でも様々に議論されるようになった。文化と観光はどのように向き合えば良いのか。姫路城やねぶた祭のように、それだけで人を呼べるアイドル級の文化財は別にして、大多数の市井の文化財は果たして観光資源になり得るのか、果たして観光資源にしてもよいものなのか。

そもそも文化と観光は関係がない、金儲けのために文化を使うのは下衆である、観光化は地域の文化や文化財を荒らすなどと言われ、これを社会通念としてきた国だから、文化と観光を巡る議論は緒に就いたばかりで、まだまだ成熟していないように思われる。

筆者は、文化と観光は、確かに水と油のように混じり合わない素材なので、「まちづくり」という界面活性剤が必要だと考えている。文化+まちづくり、観光+まちづくりと考えてみる。従来の「文化」の概念、従来の「観光」の概念を少しずらしてみると言ってもよい。

膨張から縮小へ、成長から成熟へ、グローバルからローカルへ、社会構造も価値観も大きく転換する時代である。歴史文化が持つ創造性が社会の持続的発展に貢献する時代がいよいよ到来した。文化や文化財の概念も変わらないといけないし、変わろうとしている。観光や観光事業の概念もしっかりである。本稿では、その辺りをレポートし、考察してみたい。

1. 文化と文化財

文化が「ある社会集団（コミュニティ）が自然に働きかけて作り上げた生活様式、行動様式」であるとする、文化財とは、その洗練された「資産」であるということになる。

文化庁ホームページでは、文化財とは「我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」であるとしており、文化財保護法や自治体条例に基づいて、現在約14万2千件の文化財を指定、選定、登録している。内訳は、有形文化財（建造物）が約2万5千件、有形文化財（美術工芸品）が約6万5千件、無形文化財が約1千件、民俗文化財が1万5千件などとなっている。

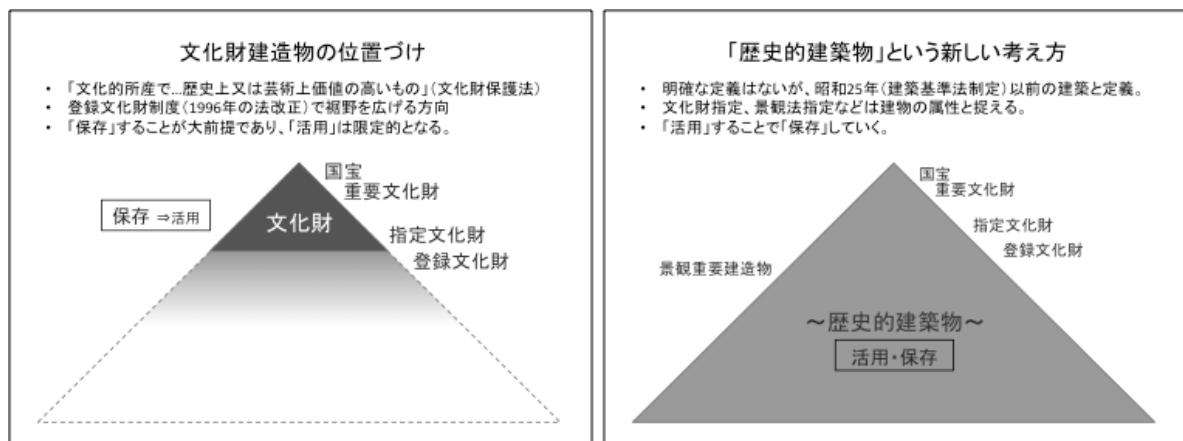
しかし、何にでも「線引きをする」ことのデメリットがあつて、例えば、文化財指定された建造物は約1万4千件（大半が社寺の建物及び工作物なので古民家等はこの数割と考えられる）なのだが、一方で、文化財指定に至らない古民家等の歴史的建築物は、現在も約150万棟が存在している。これらの歴史的建築物は、それぞれの地域文化を表現する貴重な歴史資産であるが、文化財指定等の法的保護もなく、現代社会の価値観では不要なものとして放置され、社会から捨て去られてきたのが実情である。

また、文化財指定された建造物は、標本や工芸品として修復され、展示に供されることになることが多い。文化財指定されていない歴史的建築物であれば、日常の生活の場で使用する「生きた文化財」として活用することができる。

美術工芸品のカテゴリーでも同じことで、文化からその代表的な所産を取り出して、史料館や博物館に標本や工芸品として展示しながら、その選に漏れたものは顧みない、日常生活では使用しないという姿勢は文化的とは言えない。

これからの時代は、文化財指定された貴重な資産であるという文化財の概念を、文化財指定の有無に関係なく、日々の暮らしのなかに生きている歴史資産という「文化財」の概念に転換していくことが求められる。

◎文化財建造物についての概念の転換

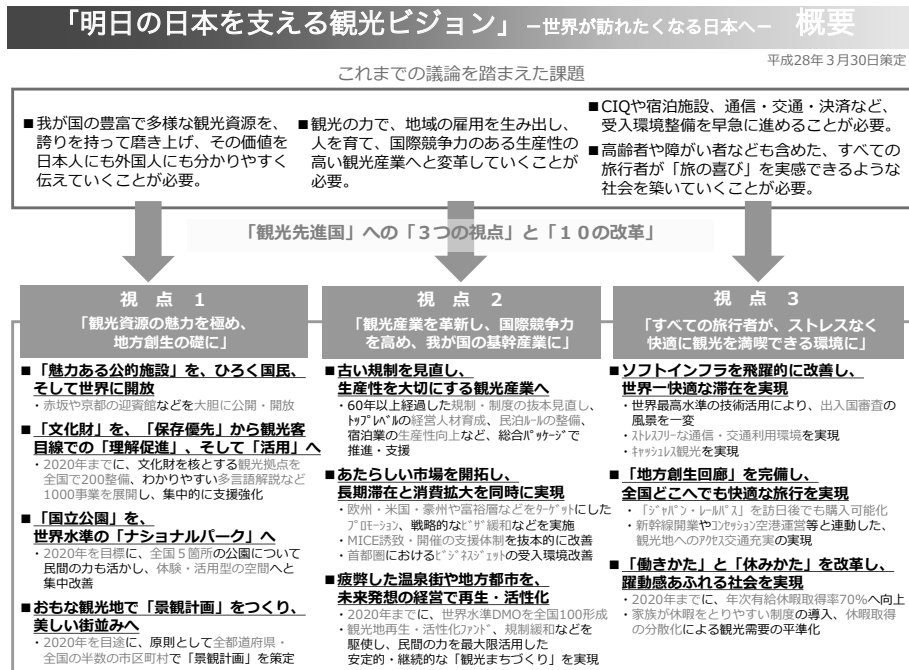


2. 文化財活用の時代へ

文化財保護法第1条には「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と法の目的が示されている。ただし、上述したように、これまでの文化財の「活用」は、保存した文化財を公開施設（見学施設）として「活用」することが一般的であった。

その「活用」概念に大きな方向転換を告げたのが、2016年3月30日に、同名の構想会議で閣議決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」である。そのなかの「視点1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」において、『文化財』を、『保存優先』から観光客目線での『理解促進』、そして『活用』へと謳っている。

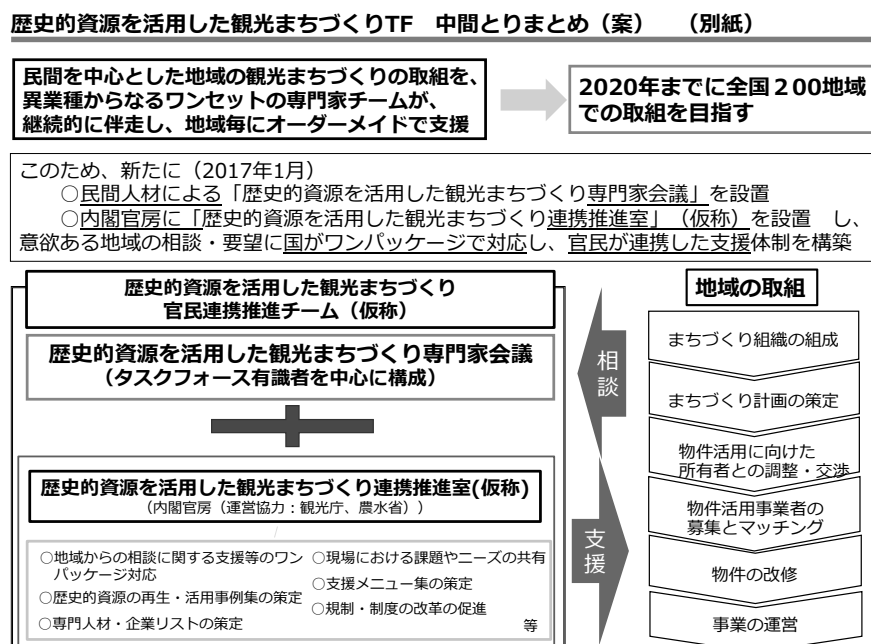
◎明日の日本を支える観光ビジョンの概要（2016.3.30 閣議決定）



これを受けて、同年4月に文化庁が取りまとめた「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」において、「文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に『見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの』であるという意識改革を現場へ浸透させることが重要である」としている。そして「宿泊施設やユニークベニュー利用に適した文化財等をリストアップ」「国宝・重要文化財を会議レセプション等のユニークベニューとして積極的に活用」など新たな用途への活用方針を打ち出している。そして、実際に、赤坂迎賓館、京都迎賓館、桂離宮の一般公開、奈良少年刑務所（旧奈良監獄）の活用提案募集などが始まっている。

さらに、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」が、同年12月に取りまとめた「中間とりまとめ」において、「民間を中心とした地域の観光まちづくりの取組を、異業種からなるワンセットの専門家チームが、継続的に伴走し、地域毎にオーダーメイドで支援」することとし、2017年1月、内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」と「同専門家会議」が設置された。「文化財等」の活用推進のため、早速、人材育成、金融支援、規制緩和等の取り組みが始まっている。

◎歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース 中間とりまとめ（2016.12.21）抜粋



このようにして、2016年は文化財活用元年と言って良い年となった。価値観の転換した年、時代を画した年として記憶されることになるだろう。

3. 文化とまちづくり

文化財を活用してまちづくりを進める際には、個々の文化財の活用に留まらず、その文化財に関わる社会集団（地域コミュニティ）の圏域を面的に捉える必要がある。その文化財は、歴史的にも文化的にも、その「地域コミュニティ」の環境や社会に依存し、ともに存在してきたからである。

例えば、一個の有機体である地域コミュニティや町並みから、ひとつの文化財建造物だけを取り出して取り扱うことの限界というものがある。社寺や住宅を文化財として立派に保存しながら、その地域や町並みが衰退して、そこに生活の息吹が失われるのであれば、それは文化的とは言えない。その文化財の維持も適わなくなるし、そもそも文化財指定の意味を失うことになるだろう。

また、地域再生や町並み再生のまちづくりには、文化財指定がなされていない「文化財」の活用が有効である。指定文化財の周辺には、その数百倍の「文化財」があって、その多くが空き家となっている。それらは、文化財的な価値は低位であっても、自由度の高い改修により、多様な用途への再生活用が可能となり、地域や町並みに移住者や事業者を呼び込み、新しい生業や雇用を生み出すことができる。改修費も従来の文化財保存工事に比べると驚くほど安価である。

◎分散型エリア開発の事例（篠山城下町ホテル NIPPONIA）

このようにして、一定のエリア（地域コミュニティ圏域）において、複数の「文化財」をカフェ、レストラン、工房、ギャラリー、サテライトオフィス、宿泊施設、福祉施設等として活用することが肝要である。これは、「文化財」を現在の場所でそのまま活用する「分散型のエリア開発」である。

有形文化財の伝統工芸品も、祭や行事といった民族文化財も、これらに類する文化財指定されていない有形、無形の「文化財」も同じことである。地域コミュニティ圏域にこれらの「文化財」の総体が保存され、そこに現在の文化的な暮らしが営まれることで、「文化財」が未来に向けて活用され、継承されていくのでなければならない。



篠山城下町ホテル 空き家活用事業 実績一覧表(平成29年3月1日現在)

棟No.	自治会名	店舗名等	内 容	事業者	移住数	従業員数	事業手法	開業年月
1		篠山ギャラリーKITA'S	伝統工芸ギャラリー、カフェ	□	0	2	転売方式	H22.3
2	上二階町	NIPPONIA	宿泊(1室)	No.9に含む	◎	0	サブリース方式	H28.8
3		CASA DEL'AMICI	イタリア料理	◎	0	3	(事業者購入)	H26.11
4	下二階町	ナチュラルバックヤード	木工など	★	4	3	サブリース方式	H24.10
5		(元ボーラ化粧品町屋)	住宅	★	3	-	(個人購入)	H25.5
6	魚屋町	(元寿司屋)	住宅	★	2	-	(個人購入)	H27
7	下立町	ふろく	陶芸ギャラリー	□	0	2	転売方式	H20.2
8		西町ブリキ玩具製作所	ショップ(昭和レトロ)	◎	0	2	地域運営方式	H21.7
9	西町	NIPPONIA	宿泊(5室)+レストラン	★	7	14	ファンド方式	H27.10
10		NIPPONIA	宿泊(3室)	No.9に含む	◎	0	ファンド方式	H27.10
11	西新町	岩茶房丹波ことり	カフェ	◎	0	4	サブリース方式	H22.10
12	東新町	ジャズミン・ティマ	人形工房、カフェ	★	2	-	(個人購入)	H23.4
13		旧あめや	ワインショップ、ガラス製品	★	2	3	(事業者購入)	H22.3
14	下河原町	ハクトヤ	アンティーク雑貨	★	1	8	サブリース方式	H22.4
15		ささやまな家	観光交流拠点	◎	0	3	サブリース方式	H24.7
16		NIPPONIA	宿泊(1棟貸し)	No.9に含む	◎	0	サブリース方式	H27.10
17	上河原町	応需細工所	彫金・ジュエリー	★	1	1	サブリース方式	H25.10
18		晩めし屋よかちよる	自然食堂	★	2	4	サブリース方式	H23.4
19		NIPPONIA	宿泊(2室)	No.9に含む	◎	0	サブリース方式	H27.10
計				24	49			

※NIPPONIAの運営事業者:パリュママネジメント(株)

※NPO法人町なみ屋なみ研究所の実績を含む

◎地元住民 ★移住 □通勤

4. 観光とまちづくり

前節3で述べた「エリア開発」の目的は、地域再生のために「人の行き交い」を創出することにある。観光客向けのホテル（1泊～数泊の滞在）、短期滞在から中期滞在向けのレジデンス、移住定住者向けの住宅（一生の滞在）まで、多様な滞在機能を地域に埋め込んでいくことが有効である。

〔文化財〕の建築物を再生・活用した物件は、ひとつひとつが手作りの唯一無二の空間となり、長い時間が造り出した趣や風合いを湛えた空間となる。このような空間を選んで出店する事業者は、やはり「手作り」「風合い」を大切にするクリエイターであることが多い。オーガニック食材のカフェやレストラン、伝統工芸やアートの工房、ユニークなホテル（ゲストハウスやラグジュアリーホテル）、IT 企業やデザイン事務所などの事業者である。

つまりは、クリエイティブな人材（しっかりと技術とプロの魂を持った現在の職人たち）が地域に入り込んでくる。このような人材によって、地域の〔文化財〕とともに地域の「食文化」「生活文化」が一体的に再生されることになる。観光客はその〔文化〕（生活様式）を楽しむために地域を訪れることになる。

地域に小さな雇用が生まれ、内発型の小さな産業（食文化産業、クラフト産業、観光産業）が生まれる。そして、地域に大工、左官、屋根、畳、建具、設備などの仕事生まれ、修復産業が育っていく。

地域に再生・活用された〔文化財〕の一定の集積が達成され、一体的な運営が実現すると、その地域が分散型のホテルとしての機能を持つことになる。各施設が連携したブライダルやコンベンションの開催も可能である。町並みを活用した音楽祭、アートフェスティバル、マルシェ等の事業もより豊かなものになる。都市的機能の充実は、地域住民の生活も豊かにする。賑わいの創出と商業の活性化につながる。実は、これは特別なことではない。かつて「まち」はそうように機能していたのである。ヨーロッパの旧市街の多くはそうようにして再生したのである。

◎エリア開発の枠組み

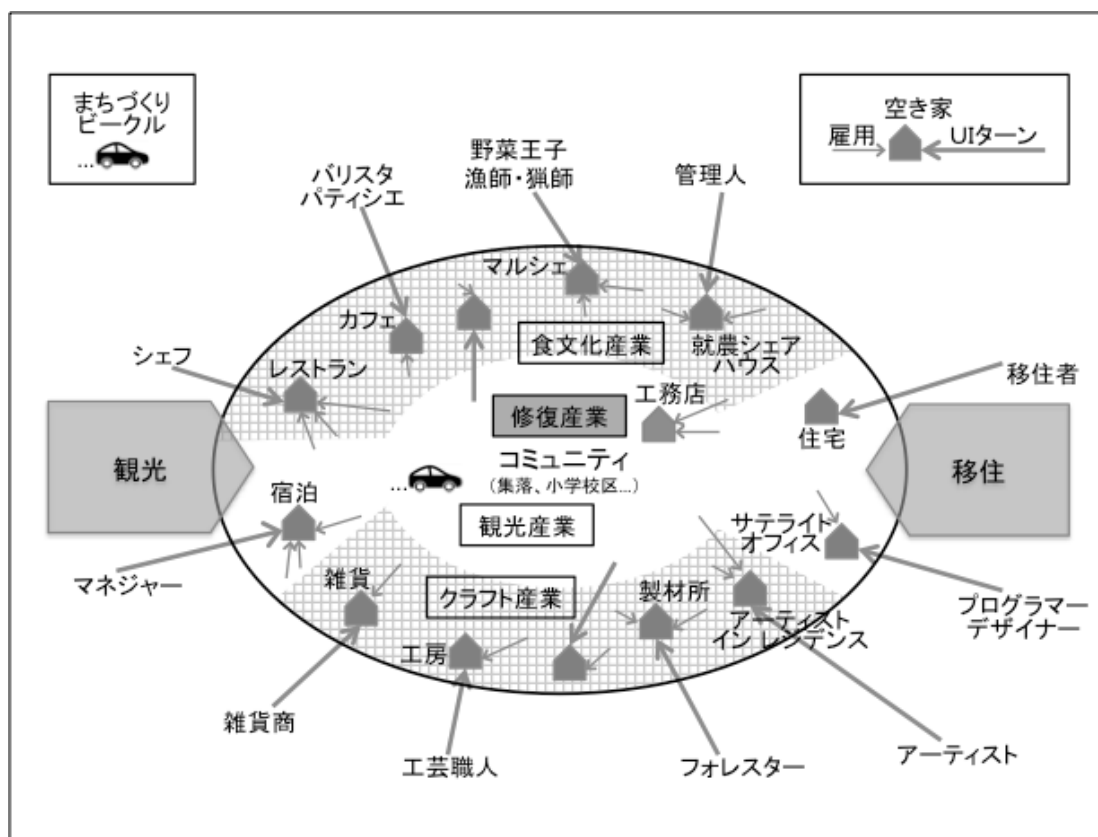
建物	用途	事業者（プレイヤー）	分野
〔文化財〕	カフェ、レストラン	シェフ、パティシエ、バリスタなど	食文化産業
	工房、ギャラリー	工芸作家（陶芸、布、和紙、ガラス、彫金…）	クラフト産業
	宿泊施設	ホテル事業者	観光産業
	サテライトオフィス	IT 技術者、デザイナー	地域 ICT 産業
	（上のほか住宅等）	大工、左官、家具、茅葺職人など	修復産業
↓		↓	↓
空き家の活用		若者の地方回帰	雇用と産業の創造

このように、〔文化財〕を活用したエリア開発は、空き家問題の解決を図りながら、観光振興と移住定住を同時に実現する可能性を持っている。

観光の形態は、既に、「団体、大型観光バス、名所旧跡見学」から「個人・グループ、自家用車・電車、文化体験」へとシフトしつつあるが、さらにこれを数歩進めて、〔観光〕概念そのものを「文化的な共感に基づく人の行き交い」と定義して、1日の滞在から一生の滞在までをカバーする概念に転換してもよいだろう。

人生は旅である、と見定めるのである。どうせなら文化的な旅をしたいものである。

エリア開発の概念図



5. 官民連携

ここまで、文化とまちづくり、観光とまちづくりの関係を概観し、それらの融合を構想してきた。ここで問題となるのは、これらの事業を「誰がやるか」である。ステークホルダーは、大まかには、行政、エリア開発を担う中間事業者、テナントとして営業する事業者、移住者を含む住民、観光客であり、これらのプレイヤーの官民連携事業ということになる。

まず、文化財活用事業を展開するためには、自治体等の文化財活用に対する理解や取り組みが重要となる。せっかく豊かな「文化財」を持ちながら、その価値に気づいていない自治体が多い。時代の転換点にあることを理解し、既存の価値観を脱却することが必要である。文化財や観光についての概念転換が必要である。

そして、行政の役割は、民間事業者が活動しやすい環境を用意することが基本となる。基本的なインフラ整備と法規制を伴うルールづくりや助成制度、支援制度等の制度設計に尽きていて、そのほかのことは民間事業者委ねるべきである。

そのうえで、官民が連携してエリア開発事業を展開するとよいだろう。官民で景観ルールを作り、官が規制して民が創造する。官が設置する史料館、観光案内所、文化センター、美術館等は「文化財」を活用した官設民営とする。民が「文化財」を活用して設置する宿泊施設、レストラン、カフェ、工房、オフィス、住宅等の整備運営を官が必要に応じて政策的に支援する。

特に、自治体が所有する文化財を、エリア開発の基幹施設として活用することが多いと考えられるため、文化財活用の官民連携手法の構築が急がれる。

自治体所有文化財の活用事業については、先行事例として、平成24年に朝来市が実施した「たけだ暮らしの交流館」(旧木村酒造場)事業がある。官民対話によるサウンディングで官民連携スキームを設定し、一般公募した

もので、施設の一部を収益施設（ホテル、レストラン等）とすることで指定管理料ゼロ円を実現している。

また、平成28年には、奈良県において、文化財活用時代の幕開けを告げる大型事業の公募案件が相次いだ。奈良県が実施した「吉城園周辺地区」活用事業と法務省が実施した「旧奈良監獄」活用事業である。その概要は下表のとおりである。

◎文化財活用の官民連携手法（先行事例）

施設名	旧木村酒造場	知事公舎等	吉城園茶室等	旧奈良監獄
種別	登録文化財	県指定文化財等		重要文化財
敷地面積	2,458㎡	31,038㎡		106,307㎡
建築年	明治中期	江戸末期～昭和初期		明治後期
地区名	竹田城下町	吉城園周辺地区		奈良少年刑務所
所有者・実施主体	朝来市	奈良県		法務省
事業期間	5年	最大20年		30年
公募期間	H24.5.1～5.28	H28.12.14～H29.2.24		H29.1.20～4.17
候補者選定	H24.6.26	H29.3 中旬～下旬		H29.6
官民連携手法	指定管理	都市公園法 (設置管理許可)	官設官営	コンセッション
官民対話	サウンディング型	—		選抜・交渉型
実施方針	■暮らし交流館	■宿泊施設等	■公開施設	■史料館
施設所有権	■	■	■	■
事業計画	■○官民対話	■	■	■○競争的対話
公募・事業者選定	■	■	—	■
資金調達	■躯体等 ○什器備品等	○	■	■文化財補助金
設計・施工	■	○	■	○
管理運営	○指定管理料ゼロ	○民の自主運営	■官管理	○民の自主運営

凡例：■官 ○民

これらの先行事例をさらに一步進めて、エリア開発の概念を組み入れた、文化と観光とまちづくりの幸福な融合を実現する官民連携手法を下に提案しておきたい。

◎エリア開発を前提とした文化財活用の官民連携手法

手法	指定管理	DBO	コンセッション	都市公園	定期借家
エリア開発計画	■○官民対話				
ビークル組成	○	○	○	○	○
事業の実施方針	■	■	■	—	—
施設所有権	■行政財産	■行政財産	■行政財産	■普通財産	■普通財産
事業計画	■○官民対話				
資金調達	■	■	○	○	○
設計・施工	■	○	○	○	○
管理運営	○指定管理	○委託	○運営権	○許可	○定借

凡例：■官 ○民

6. ビークル

民間事業者のなかで、特に重要な役割を果たすのが、その地域に愛着を持ち、開発コンセプトに沿ったエリア開発の実現に強い意思を有するビークル（株式会社、NPO 法人、一般社団法人等）の存在である。

ビークルは、開発事業者（中間事業者）として、地域の不動産の保有管理とエアーマネジメントを担う。さらに、文化イベントや体験プログラムの企画実施を担い、まさに、文化と観光とまちづくりを融合し、エリア開発全体をプロデュースする運動体、事業体となる（5ページの「エリア開発の概念図」を参照）。

このピークルが現在の日本社会では決定的に不足している。時代の転換、概念の転換に合わせて、新規起業や各種業界からの進出が全国各地で実現することを期待したい。

既に、地域には、地域のステークホルダーが集結した地域協議会等があるが、こうした「大きな」組織は、情報共有や合意形成の場にはなっても、意思決定の主体（事業体）にはならないので、ピークルとして適当ではない。

迅速に意思決定し、機動的に活動する「小さな」ピークルは、「①地域（＝コミュニティ）の有志たちが」「②乗り合わせるピークルを作って」「③地域に認知されながら」「④自分たちの責任で事業を展開する」ことが要件となる。なお、このピークルには「⑤外部者が乗り合わせているほうがよい」ことが経験的に分かっている。地域に新しい価値をもたらし、新しい風を吹かせるのは外部者だからである。

7. 開発

ここまで触れなかったが、「文化財」を活用したエリア開発に際しては、地域の開発コンセプトの設定が重要である。

どのような地域にしたいのか、どのような観光客や移住者・事業者に来訪してほしいのか、まず、地域住民が地域の歴史文化を掘り起こし、地域の現状を理解し、そのうえで地域の未来像や夢を描くことが重要である。そして、地域の歴史文化に根ざした開発コンセプトを抽出して、言葉で表現することが重要である。このとき、開発コンセプトの方向性を指し示すのが、必然的に地域の「文化」であり、「文化財」である。

開発コンセプトが定まれば、ピークルを組成して、開発コンセプトに沿って、ターゲットを明確にしたうえで、地域の「文化財」を活用した開発事業（宿泊施設、レストラン、住宅などの整備、体験プログラムの企画実施など）を展開していくことになる。「文化財」を暮らしの場に取り戻して「観光」につなげるのである。

歴史文化が持つ創造性が社会の持続的発展に貢献する時代が到来した。歴史文化のオリジナリティを説明できることが地域の魅力となり、経済的価値を生む。戦後70年の間に日本社会が捨ててきた「文化」（生活様式）に再び光を当てることで、「文化財」を生き生きと甦らせていきたい。

これまで開発とは、土地を集約してビルを建設すること、土地の「文化」とは関わりなく工場を誘致することであった。

その土地の「文化」に寄り添いながら、「文化財」を活かして豊かな暮らしの場を創り、「観光」（人の行き交い）を実現する。「文化」と「観光」の幸福な融合。「開発」の概念も、このように書き換える時代が到来したのである。

一般社団法人ノオト代表理事 金野幸雄

（4）文化芸術創造都市事業の推進に関する自治体アンケートの実施

本アンケートは「平成27年度・文化芸術創造都市事業の推進に関する自治体アンケート」の簡易版であり、創造都市ネットワーク日本の今年度における効果を把握すること、また自治体における文化プログラムの取組状況を把握することを目的に実施した。

対象：平成28年12月末時点 CCNJ に参加している86自治体（広域自治体を含む）

実施時期：平成29年1月10日から2月1日

回収状況：計86自治体に配布し、69自治体から有効回答があり、有効回答率は80.2%となった

調査内容：添付資料 国内の取組に関する情報収集を参照